

農林水産・建設委員長報告(概要)

・議案5件を原案可決 認定2件を認定

【議案第28号】南島原市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

質疑 超過料金の改正となるが、例えば一般家庭4人家族の場合の水の使用量は平均どのくらいで、また、いくら増えるのか。

答弁 今回の改正では、超過料金の単価を1立方メートルにつき188円を250円に改めるもので、改定後は一般家庭4人家族の平均使用量20立方メートルの使用料金が3,180円から3,800円と620円の増額となる。

質疑 今回の値上げでどのくらいの収入を見込まれているか。

答弁 今回改正した場合に、1億7,500万円程度の料金収入増を見込んでいる。

質疑 今後の水道管の老朽化に対する費用増加や人口減少に伴う収入減に對して、今後の料金改定はどう考えているのか。

答弁 水道を供給するために必要な経費と水道料金収入の収支を今後は定期的に注視しながら、必要な時期に料金改定をしないとイケないと考えている。

質疑 経費を考えたときに、水道料金の改定をしてもまだ足りないと思うが、どう考えているのか。

答弁 水道事業経営のための財源は料金収入が主な財源だが、収支を保つために一般会計からの繰り入れを行っている。

サテライトオフィス等開設支援事業補助金調査特別委員会中間報告

林田久富委員長

7月5日

【第1回委員会】
特別委員会の設置、委員長・副委員長の決定。
【第2回委員会】

今後の進め方について協議を行い、執行部へ次の資料の提出を依頼。

- ①「道の駅ひまわり」の所有者や運営者の変更の経緯が分かる資料
- ②補助金に関する例規資料
- ③当該補助金事務の流れが分かる資料
- ④令和5年度実績に対する交付額確定（戻入命令）の根拠となった施設改修費1,383万円の詳細が分かる資料（現地確認含む）

7月29日

【第3回委員会】
執行部からの提出資料に基づき説明を受け、質疑を行った。

8月9日

【第4回委員会】
参考人としてエバゲリョンの取締役 地頭蘭哲郎氏が出席。

地頭蘭氏からの説明のあと、質疑を行った。

8月26日

【第5回委員会】
市長部局に対する聴聞を実施。

まず、副市長からの説明を受け質疑を行った。次に、執行部から地頭蘭氏と市の相違点について説明があった。全部で11点の相違点について説明を受け、その後質疑を行った。

※詳細はこちら



た点があれば聞きたい。

質疑 市民の負担を考慮し、使用水量が少ない高齢者や一人世帯など10トン未満の基本料金については、料金を据え置くことにした。
(討論はなく、採決の結果、原案可決)

【議案第32号】令和6年度南島原市一般会計補正予算(第2号)

質疑 生活環境整備事業にどれだけの申請が増えた、今回の補正となったのか。

答弁 生活環境整備事業の申請件数が当初の15件から相談も含め49件に増えたため、今回の補正では精査した7件分を計上している。主な整備内容としては、道路の拡幅、一部拡幅または舗装等の工事に対する申請である。

【その後の活動】

10月1日

【第6回委員会】
委員長辞任。新委員長に隈部和久議員。新副委員長に田中克彦議員。本委員会に地方自治法100条の権限(※1)を委任。

【発議第6号】サテライトオフィス等開設支援事業補助金の調査に関する決議

- 1 調査事項 サテライトオフィス等開設支援事業補助金に関する事項
- 2 調査権限 本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を本委員会に委任する。
- 3 調査期限 本委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もお調査を行うことができる。
- 4 調査経費 本調査に要する経費は、200万円以内とする。
(採決の結果、原案可決)

での対応なのか、まだ対応するのか。

答弁 今回の補正以外の申請については、現地の状況を踏まえ、現地で立会いをしながら進めていきたいと考えており、申請については来年度以降と考えている。
(討論はなく、採決の結果、農林水産・建設委員会に分割付託された部分については、原案可決)

【認定第4号】令和5年度南島原市水道会計決算の認定について

質疑 水道事業において、料金収入で足りない部分は一般会計から繰入れるということだが、繰入金金の基準とルールはあるのか。

答弁 水道会計は一般会計繰入金金によって収支が保たれているが、一般会計のルールとしては、これまで水道整備事業等で借りた地方債(起債)に對して地方交付税措置で

決まった額を繰り入れていく。

質疑 水道管の老朽化の目安になるといわれる減価却率の本市の評価と老朽管の更新計画はどうなっているのか。

答弁 本市の減価却率(30%)については、全国の類似団体(51.9%)と比較してそこまで老朽化が進んでいない状況ではあるが、布設年度が古い水道管の更新をしながら、漏水が多い路線を優先的に更新している。
なお、深江地区においては高圧による漏水を軽減するため、配水池を新たに設けて適正な水圧にするための工事を進めている。
(討論はなく、採決の結果、認定)

【その他の案件】

【議案第29号】南島原市営農飲雑用水供給施設の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

【議案第35号】令和6年度南島原市水道事業会計補正予算(第1号)

【議案第36号】令和6年度南島原市下水道事業会計補正予算(第1号)

【認定第5号】令和5年度南島原市下水道事業会計決算の認定について



(※1) 地方自治法100条の権限とは

地方自治法100条には、地方議会は「自治体の事務について調査し、関係者の出頭や証言を求めたり、記録の請求ができる」とあり、議会の100条調査権とも呼ばれます。

この100条に基づき、自治体の事務に関して疑惑や不祥事があった際、事実関係を調査するため、地方議会が議決、設置するのが「百条委員会」です。百条委員会では、関係者の出頭や証言、記録提出を求めることができるなど強い調査権限を持ち、虚偽の証言をした場合は5年以下の禁錮刑、正当な理由がないのに証言を拒否した場合などは6か月以下の禁錮刑や10万円以下の罰金を科すことができます。

地方自治体の事務に関する調査を行う権限

- ・当該団体の事務に関する調査
- ・選挙人その他の関係人の出頭や証言、記録の提出の請求



議会の過半数の賛成で設置



【市長その他の執行機関】

虚偽の証言

証言を拒否



3か月以上
5年以下の禁錮



6か月以下の禁錮
10万円以下の罰金